

### 福島県・茨城県・栃木県関係史料の来歴

昭和 24 (1949) 年、水産庁は新漁業法の制定にあわせて、全国の漁村・漁業制度関係資料の調査を企図し、その事業を財団法人日本常民文化研究所に委託した。同研究所は漁業制度資料収集委員会を設け、東京月島にあった水産庁東海区水産研究所内に事務局をおき、同年 10 月に同事業に着手した。現在中央水産研究所図書資料館に所蔵されている古文書は、その大半が同事業によって収集されたものである。今回目録を作成した史料群は、探訪地が福島県・茨城県・栃木県の 3 県にまたがることになった。

ところで、元々これらの史料群はいずれも茨城県の霞ヶ浦・北浦方面から探訪した史料群として旧水産資料館に保管され、後に中央水産研究所に移管されたものである。今回、目録編集にあたって整理した結果、他地域の史料が相当数混入していることが分かった。その中には、元々所属していた可能性のある史料群を特定できたものもある。そこで、今回の目録では混入したと見られる史料をより分け、別の史料群として目録を作成し、その概要を記すことにした。以下に、その作業の過程を記す。

まず、所蔵史料群のうち、今年度目録として刊行する対象の史料群を八つ選択した。それらの史料群名は、旧水産資料館に収蔵されていた時代に付けられたものである。探訪住所・点数・探訪記録などの情報は次の通りである。なお、点数は中央水産研究所に移管されてからの整理による。

No.	史料群名	探訪時住所	点数	探訪記録など
1	篠塚権右衛門家文書	茨城県鹿島郡 <sup>はさき</sup> 波崎町	21	昭和 25 (1950) 年 7 月探訪の記録あり
2	篠塚家文書	(茨城県鹿島郡波崎町)	137	探訪記録なし
3	藤崎謙一家文書	茨城県行方郡麻生町	33	昭和 26 (1951) 年 7 月探訪の記録あり。
4	奥村啓次郎家文書	茨城県行方郡麻生町	1	昭和 26 (1951) 年 8 月探訪の記録あり。
5	三好孝家文書	茨城県行方郡麻生町	437	昭和 26 (1951) 年 6 月探訪の記録あり。
6	羽生潔家文書	茨城県稲敷郡 <sup>もとしんしま</sup> 本新島村	163	昭和 26 (1951) 年 8 月探訪の記録あり。
7	舟串主一家文書	茨城県行方郡立花村	10	昭和 26 (1951) 年 6 月探訪の記録あり。
8	中波村史料	茨城県 <sup>にいばる</sup> 新治郡	88	探訪記録なし

いずれも探訪地は茨城県の霞ヶ浦・北浦一带となっていた。『漁業制度資料目録』第9集（日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会 昭和28年11月）によれば、「1951年6月以降、二野瓶徳夫・五味克夫・同三代子・網野善彦・荻野宜之・中地昶平は前後4回にわたって霞ヶ浦北浦地方の調査をおこなった」とあり、上表の探訪記録の時期とも、ほぼ一致する。これらの史料群を整理した結果、次に記すような、史料の混入、史料群の分離等がみられた。以下、史料群ごとにその状況と、それに対する今回の対応を記す。

#### <「篠塚権右衛門家文書」、「篠塚家文書」>

中央水産研究所に所蔵されている史料群は「篠塚権右衛門家文書」と「篠塚家文書」の二つである。しかし、当時の探訪書類をみると、波崎町で探訪した史料群は「篠塚権右衛門家文書」と「篠塚栄堂家文書」とある。「篠塚栄堂家文書」の書類には「点数5点」と書かれていて、点数から考えて「篠塚栄堂家文書」が中央水産研究所に所蔵されている「篠塚家文書」と同一の史料群とは考えにくい。「篠塚家文書」の内容を検討すると、作成者として「篠塚権右衛門」の名が多く登場する。これは元々、これらの史料が「篠塚権右衛門家文書」に含まれていたからであろう。なぜ、両者が分離されたかは分からないが、「篠塚権右衛門家文書」とされている史料群はすべて帳簿で、何らかの意図によって選び取られた可能性は否定できない。「篠塚権右衛門家文書」の探訪時の点数は「石油箱で2点」と記されており、石油箱は石油の1斗缶二つが入る木箱であるから、「篠塚家文書」の137点と「篠塚権右衛門家文書」の21点を収めるには十分な大きさである。ただし、両者を分けた経緯が不明なことから、今回の目録ではあえて「篠塚権右衛門家文書」と「篠塚家文書」を一括することはせず、現状のまま目録を作成した。

ところで、探訪の書類に「篠塚栄堂家文書」の名があり、文書点数5点となっている。住所も同じ茨城県波崎町である。今回の目録編集のために行った現地調査で、篠塚栄堂家（今は、当主が替わっている）を訪問することができた。その内容から、「篠塚家文書」に含まれ、本来「篠塚栄堂家文書」としなければならない文書5点（今回の目録の点数は8点）を特定できた。その理由については、同文書の「概要と特色」を参照していただきたい。本目録では「篠塚栄堂家文書」目録を新たに加えることにした。

#### <「奥村啓次郎家文書」>

「奥村啓次郎家文書」は、記録によるとすべて返却されている。現在中央水産研究所に収蔵されている文書は1点のみで、茨城県玉里村にある石碑の拓本あるいはその写しと見られるものである。奥村啓次郎家とのつながりを示すものはなく、この拓本あるいは写しが何時作成されたのかも分からない。本目録では「奥村啓次郎家文書」としては目録を掲載せず、「茨城県関係文書」の一つとして扱うことにした。

< 「舟串主一家文書」 >

「舟串主一家文書」は昭和 29 年と 30 年の 2 回にわたって返却された。『漁業制度資料目録』第 9 集の「舟串主一家文書目録」に掲載された文書と中央水産研究所に所蔵された同家文書の内容はまったく一致しない。今回の目録作成にあたって検討した結果、そのすべてが本来他家の文書であることが、ほぼ明らかとなった。中央水産研究所の「舟串主一家文書」は当初 13 点（うち 1 点は、探訪時に用いたと思われる封筒）だったが、すでに 3 点が「山口弥左衛門家文書」の一部と判明し移管済みである。残る 10 点は、会津藩関係、栃木県河内町にあった旧中岡本村玉生家、常陸国信太郡間野村関係、常陸国稲敷郡古渡村関係、下野国真壁郡下谷貝村関係の文書である。これらはそれぞれ 1 点あるいは数点に過ぎず、探訪先の家まで特定するには、まとまった分量を欠いている。そこで、今回の目録ではこれらの文書を県ごとに集め「福島県関係文書」「茨城県関係文書」「栃木県関係文書」と一括して目録を作成した。これも詳細は、各史料群の「概要と特色」をお読みいただきたい。

< 「藤崎謙一家文書」 >

「藤崎謙一家文書」は昭和 26 年の 7 月に探訪され、寄贈の手続きがとられた。ところで、現在中央水産研究所に所蔵されている「藤崎謙一家文書」のうち 4 点は、いずれも常陸国新治郡神立村の村方文書の一部と思われ、「藤崎謙一家文書」に本来含まれていなかったと考えられる。また、中央水産研究所所蔵の「中波村史料」（富山県氷見市）の中にも、同じ神立村の村方文書が混入しており、これらは神立村の村役人クラスの家に来た史料であろうと思われる。今回の目録では、「藤崎謙一家文書」に含まれていた史料 4 点と、「中波村史料」に含まれていた史料 8 点をあわせて、「茨城県関係文書」に含め目録を作成した。

< 「中波村史料」 >

「中波村史料」は、旧水産資料館では、茨城県新治郡で探訪された史料群とされていた。しかし、茨城県に中波村という地名はなく、内容から考え越中国射水郡中波村（現富山県氷見市）に関連する史料群であろうと判断し、今回の目録には含めないことにした。一方、同史料群には、中波村に関連する史料以外に、常陸国新治郡神立村（現茨城県土浦市）に関連する史料 7 点、常陸国真壁郡下谷貝村（現茨城県桜川市）に関連する史料 1 点、下野国河内郡中岡本村（現栃木県河内郡河内町）玉生家に関連する史料 1 点の、合せて 9 点が混入していることが判明した。このうち神立村、下谷貝村に関連する史料を「茨城県関係文書」に、中岡本村に関連する史料を「栃木県関係文書」にそれぞれ含めて目録に掲載することとした。

さて、以上を検討した結果、今回の目録はつぎのような史料群名によって編集することになった。

ゴチックは、今回新しく文書名を付して、項目を立てた史料群

	史料群名	探訪地の住所	点数	もとの所属
1	福島県関係文書	福島県会津若松市	1	舟串主一家文書
2	篠塚権右衛門家文書	茨城県鹿島郡波崎町	21	
3	篠塚家文書	茨城県鹿島郡波崎町	129	
4	篠塚栄堂家文書	茨城県鹿島郡波崎町	8	篠塚家文書
5	藤崎謙一家文書	茨城県行方郡麻生町	29	
6	三好孝家文書	茨城県行方郡麻生町	437	
7	羽生潔家文書	茨城県稲敷郡本新島村	163	
8	茨城県関係文書		19	
(1)	神立村史料	(茨城県新治郡 <sup>かみおおつ</sup> 上天津村)	11	藤崎謙一家文書、中波村史料
(2)	古渡村史料	(茨城県河内郡 <sup>ふるつと</sup> 古渡村)	4	舟串主一家文書
(3)	玉里村史料(奥村啓次郎家文書)	(茨城県行方郡麻生町)	1	奥村啓次郎家文書
(4)	下谷貝村史料	(茨城県真壁郡真壁町)	1	中波村史料
(5)	間野村(平野家)史料	(茨城県稲敷郡 <sup>みほ</sup> 美浦村)	1	舟串主一家文書
(6)	古文書収納整理封筒		1	舟串主一家文書
9	栃木県(玉生家)関係文書	(栃木県河内郡 <sup>かわち</sup> 河内町)	4	舟串主一家文書、中波村史料

なお、今回の目録の作成にあたって、史料群の旧所有者およびご親族、地元自治体の教育委員会および関係諸機関の方々に、多くのご教示ご協力をいただくことができた。ここに記して感謝の言葉とさせていただきます。

(文責 越智信也)